

学 校 生 活 に つ い て

本校では、生徒が自主・自律の精神に基づいた有意義な学校生活を送ることを目的に、次のような案内や指導を行っております。入学生および保護者各位におかれましては、ご理解、ご協力くださるようお願いいたします。

（１） 前高生としての心構え

校訓である「質実剛健」「気宇雄大」の精神にのっとり、文武両道を実践するために、健康で安全な高校生活に向け継続的な努力を行う。良好な人間関係を築き、社会性を有した人間に成長する。

（２） 欠席・遅刻・早退等について

ア 欠席・遅刻の場合は、原則として保護者がインターネット上の「前高欠席等連絡フォーム」で連絡する。

疾病等のため１週間を超える欠席の際には、医師の診断書を提出する。

イ 早退・欠課の場合は、担任の許可を受ける。健康状態が悪い場合には、養護教諭の指導を受ける。

ウ 父母・近親の喪に服する時には、所定の用紙により忌引届を提出する。

エ 登校後の外出については、特に必要のある場合においてのみ許可するが、その際には担任の許可を得て事故等には十分に注意を払う。

（３） 登下校等について

ア 始業の時刻は８時３０分であるが、早めの登校に心掛け早朝学習に努める。校舎解錠の目安は午前７時である。

イ 校舎退出時刻は１６時４５分であるが、それ以後も校舎内に残留する場合は、関係職員に許可を受け１７時３０分までとする。ただし、体育館や校庭等の部活動はこの限りではなく、部顧問の指導による。

ウ 自転車、電車、徒歩いずれの通学方法においても、交通規則やマナーを遵守し、事故に遭わないよう注意する。また、「高校生の交通事故防止宣言」の趣旨を理解し、登下校における交通安全には十分に配慮する。

エ 自転車保険の加入が義務化されたことにより、自転車を利用する生徒は自転車保険に全員加入する（未成年者の場合は、保護者が加入すること）。また、自転車利用時は、事故時の被害軽減に備えて、自転車用ヘルメットの着用に努める。

オ 自転車通学者は、必ず防犯登録を行う。入学後は本校所定の鑑札を付け、指定場所に施錠して駐輪する。

カ 前橋駅から自転車で通学する者は、希望すれば前橋駅有料駐輪場（各自手続き）を利用することができる。

キ 極力、自力で登校すること。保護者による送迎の場合は校内に乗り入れたり、学校周辺での降車は禁止。

（４） 服装について

ア 登下校には必ず制服（標準学生服に本校のボタン・バッジをつけたもの）を着用する。特別の事情（病気・怪我等）のために異装する場合は、担任の許可のもと本校生徒として品位を損なわないよう留意する。

イ 登下校の履き物は靴とする。上履きは学校指定のものを使用する。

ウ 授業時におけるコート類、マフラー、手袋の着用は原則として認めない。

エ 略装期間は、６月１日より９月３０日までである。

（５） 所持品について

ア 身分証明書（有効期間は在学中）は常に携帯し、紛失や汚損した時は、直ちに届け出て再交付を受ける。

イ 所持品には記名する。貴重品類は常に身に付け、また必要以上の金銭は所持しない。

ウ 携帯電話、スマートフォンについては、始業時から終業時（清掃も含む）まで使用しない。

エ 学校生活に直接関係ない物、不必要な物は持参しない。

「高校生の交通事故防止宣言」

交通事故は、家族をはじめ周囲の人々にも不幸と悲しみをもたらす、痛ましく悲しい出来事です。

本県における交通事故は、件数・死傷者数ともに減少していますが、全国的にみると、人口１０万人あたりの事故発生件数は依然として多い状況にあり、自動車の初心者運転者事故率は全国ワースト１位を続けています。

また、自転車事故に占める高校生の事故の割合は依然として高く、８年連続全国ワースト１位と、甚だ深刻な事態となっています。

本県高校生が関係する交通事故を減らすため、一人一人の高校生が、交通ルールを理解するとともに交通社会の一員であることを強く自覚して命の尊さと交通安全の大切さを改めて認識し、また、過信や油断、自分本位な交通行動を慎み、他者を思いやる気持ちと自分の身は自分で守るという高い安全意識を培うよう、交通安全に関する指導を徹底していくことを宣言します。

特に、関係機関と連携して、自転車利用時に遵守すべき次の事項を強力に指導していきます。

- １ 原則車道を通行（歩道は例外）
- ２ 車道は左側を通行
- ３ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行
- ４ 交通ルールを遵守
 - （１）二人乗りの禁止
 - （２）並進の禁止
 - （３）夜間はライト点灯
 - （４）信号を守る
 - （５）交差点での一時停止と安全確認
 - （６）傘差し運転の禁止
 - （７）運転中の携帯電話・スマートフォン等使用の禁止
 - （８）運転中のヘッドホン等使用の禁止

平成２６年７月１０日

群馬県教育委員会 群馬県高等学校長協会

「前橋高校 スマホ利用ルール」 (平成２８年度 クラス風紀委員会策定)

- １ スマホを使うときは、時間と目的をハッキリ決める。 使わないときは電源を切る。
- ２ SNSへ投稿するときは、マナーを守る。 閲覧者への影響にも配慮する。

※ 学校生活を送る上で特に注意してほしい点については、入学予定者説明会及び入学後のオリエンテーションで指示します。保護者各位におかれましては、学校との連絡を密にいただき、ご子息のことについて何かしら心配のある場合には、遠慮なく担任や学年主任にご相談くださるようお願いいたします。

特に、いじめについては「県立前橋高等学校いじめ防止基本方針」を本校ＨＰおよび生徒手帳に掲載し、その方針に則り、職員全員で取り組んでおります。些細なことでも気になる点がありましたら、ご連絡くださるよう重ねてお願いいたします。